

毒物劇物販売業各申請（届）書の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意	
登 録 申 請	登録申請書 (手数料 16,900円) H27.4.1 現在	1	1 該当する種類を○で囲みます。 2 所在地がビルの場合、ビル名まで記載します。 3 申請者が法人の場合、印は、登録された代表者印を押します。	
	添付書類	1 店舗の概要図	1	1 直接現物を取り扱う場合は、事務所と保管場所がどの位置にあるかを赤字で明示します。 2 直接現物を取り扱わない場合は、概要図は不要です。
		2 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	1	法人の目的の中に、毒物劇物の販売に関する業務の記載があることを確認します。
	取扱責任者設置届		1	1 業務の種別は、一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業の種別を記載します。 2 登録番号、登録年月日は記載しないでください。 3 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農業用品目・特定品目）を併記します。
	添付書類	1 資格証明書	1	薬剤師一免許証の写し又は登録済証明書の写し（いずれも本証を持参） 学校卒業者一卒業証明書（高等学校の卒業者は履修単位修得証明が必要） 試験合格者一合格証の写し（本証を持参）
		2 証 書	1	毒物劇物取扱責任者が申請者（法人の場合を含む。）に雇用されている場合
		3 診 断 書	1	1 診断事項には「精神機能の障害については、明らかに該当しない」こと「麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒ではない」ことが必要です。 2 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
		4 宣 誓 書	1	毒物劇物取扱責任者が自署します。
		(5 誓 約 書)	(1)	視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、毒物劇物取扱責任者の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うための措置を講じることが必要な者を設置したときのみ提出します。
	登録更新申請	登録更新申請書 (手数料 7,400円) H27.4.1 現在	1	1 該当する種類を○で囲みます。 2 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。
添付書類		登録票	1	1 登録票を紛失等のため添付できないときは、登録更新申請書の「備考欄」にその旨を記載の上、理由書を添付します。 2 有効期間終了の2か月～1か月前に申請してください。
変 更 届	変 更 届		1	1 変更事項には具体的な内容（氏名、住所、構造設備等）を記載します。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については変更の事実のあった年月日）を記載します。 3 この届書は、変更してから30日以内に提出します。
	添付書類	1 必要書類 (登記事項証明書等)	1	変更内容（変更前後）が確認できる書類
		2 概 要 図	1	構造設備をどのように変更したか（変更後）がわかる図面
書 換 え 交 付 申 請	登録票書換え交付申請書 (手数料 2,800円) H27.4.1 現在		1	1 登録年月日は、有効期間の最初の年月日を記載します。 2 住居表示に関する法律に基づく変更のときは、区市町村が発行する住居表示変更証明書の原本又は写し（本証を持参）を添付すれば、手数料は不要です。 3 登録票書換え交付申請が、区市町村の合併、併合、分割等に基づく区市町村名の変更のときは、手数料は不要です。
	添付書類	登録票	1	
再 交 付 申 請	登録票再交付申請書 (手数料 4,900円) H27.4.1 現在		1	登録年月日は、有効期間の最初の年月日、を記載します。
	添付書類	登録票	1	登録票を紛失等のため添付できないときは、再交付申請書の「備考欄」にその旨を記載します。
廃 止 届	廃 止 届		1	廃止の際に現に所有する毒物劇物に関する項目は必ず記載してください。
	添付書類	登録票	1	登録票を紛失等のため添付できないときは、廃止届の「備考欄」にその旨を記載の上、理由書を添付します。

注： 毒劇販売業の登録は登録票に記載されている営業者と店舗に対して与えられているものです。よって、営業者や店舗に変更のあった場合は新たな登録が必要になる場合があります。詳しくはご相談ください。

問い合わせ先：千代田区千代田保健所生活衛生課医務薬事担当：Tel.03(5211)8167(直通)

登録申請について

新しい店舗で毒物劇物販売業を行おうとする場合のほか、既存の登録店舗でも以下の場合には新たな登録申請が必要となります。

1. 開設者の変更

- ① 開設者が変更する場合 — 相続、営業譲渡
- ② 組織変更 — 個人→法人、法人→個人、法人合併による新法人の設立、吸収合併により消滅する法人の店舗、会社分割により分割する会社の営業を新しく設立する会社等に継承させる場合など

2. 販売業の種類の変更

- ① 一般販売業／農業用品目販売業／特定品目販売業の 3 種類の業種間での変更にあつては新たな登録申請が必要です。

3. 店舗の変更

- ① 店舗を全面改装する場合
- ② 仮店舗を設置する場合
- ③ 他の場所に移転する場合

ただし、同一建物内・同一番地内で事務所のみを移転する場合は変更の届出となります。

4. 登録有効期間内に更新申請を行わなかった場合